融雪用電力Ｌ（ホットタイム22（ニイニイ）ロング）

（選択約款）

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

融雪用電力Ｌ（ホットタイム22（ニイニイ）ロング）

Ⅰ　本　　則

1　適　用　範　囲

お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で，毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間に限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り，6 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり，契約電力が原則として 50 キロワット未満で，かつ，この選択約款実施の際現に選択約款の融雪用電力Ｌ（2026 年 4 月 1 日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

3　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4　契　約　電　力

契約電力は，原則として実施細目 2（契約電力）にもとづき定めます。

5　供　給　条　件

(1)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(2)　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。

(3)　契約上電気を使用できる期間において継続した 6 月（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。

(4)　当該一般送配電事業者等は，供給設備の状況により，1（適用範囲）の時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

(5)　当該一般送配電事業者等は，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

6　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および電気標準約款［低圧］（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	951 円 60 銭
	最低使用期間以外の期間	577 円 60 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27 円 50 銭

7　そ　　の　　他

(1)　その他の事項については，標準約款によるものといたします。

(2)　この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

(1) 「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

(2) 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により「10月から翌年の5月までの期間」を延長することがあります。

2 契 約 電 力

(1) 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について(2)により算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

(2) 契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合の電熱負荷設備以外の負荷設備の値は，電熱負荷設備以外の契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，特定小売供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(3) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電

力は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

3 供 給 条 件

(1) 「最低使用期間」とは，継続する 6 月の料金の算定期間をいいます。また，最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 11 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。

(2) 1（適用範囲）(2)により「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長する場合であっても，需要の休止は申し受けません。

(3) 当社は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当該一般送配電事業者等は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

附　　則

1　実　施　期　日

この選択約款は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2　適用範囲についての特別措置

(1)　託送約款等の電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で，毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間に限り，融雪など（融雪以外に暖房をいいます。）のために毎年，原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り，6 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり，契約電力が原則として 50 キロワット未満で，次のいずれかに該当し，お客さまがこの選択約款の適用を希望され，かつ，当社との協議が整った場合には，本則 1（適用範囲）にかかわらず，当分の間，この選択約款を適用いたします。

なお，積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

イ　2017 年 3 月 31 日以前から供給設備を設置し，2017 年 4 月 1 日以降も引き続き，当該供給設備を設置している需要場所において，新たに電気を使用される場合

ロ　選択約款の融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃまたは融雪用電力Ｄのお客さまがこの契約種別に契約種別を変更される場合

(2)　この選択約款から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，(1)にかかわらず，原則としてこの選択約款を適用いたしません。

3　この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。